

大学等と病院・診療所

○病院と診療所

医療法においては、病院と診療所との区分については、病院は20人以上の患者を入院させるための施設を有するものとし、診療所は入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとしている。

【医療機関等】

	入院させるための施設 (医療法第1条の5)	医師数 (医療法第21条、医療法施行規則 第19条・第21条の2)
病 院	20人以上	患者数及び病床の種別に応じて異なる
診療所	0～19人	1名以上 ※療養病床を有する診療所のみ

※施術所：あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師または柔道整復師が業として施術を行う施設

○学校と医療施設

【大学】

- 医歯学部を置く大学には、附属病院を設置する（大学設置基準第39条第1項）
- 医歯学部を置かない大学においても、病院・診療所を持つケースがある（文部科学省として網羅的に把握していない）。

【短大】

- 附属病院の設置はない。
- 歯科技工士・歯科衛生士養成のため、診療所を持つケースがある（文部科学省として網羅的に把握していない）。

【専修学校】

- 専修学校法人が、専修学校であん摩マツサージ指圧師養成、はり師養成、きゆう師養成、柔道整復師養成を行う場合、臨床実習を行うのに適当な施術所その他施設を実習施設として利用し得ることが求められている。※

※「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」（昭和 26 年文部省・厚生省令第 2 号）、「柔道整復師学校養成施設指定規則」（昭和 47 年文部省・厚生省令第 2 号）参照

会計処理としては、

- ・施術所に関わる経費（あれば収入）については付随事業に計上。
- ・教員が教育と施術所での施術を兼務している場合、教員として発令し、計算書類にも教員人件費に計上（施術所での施術は、基本的に患者への医療提供ではなく、教育の一環のため）
- ・仮に施術を行った場合、主たる業務として教員として計上するか、勤務実態を（簡単に）把握し、按分し計上する。

○学校と医療施設等

	法令により設置が 義務づけられているケース	法令により設置が 義務づけられていないケース
病 院	＜大学＞ 医歯学に関する学部附属施設として 設置するケース (大学設置基準第 39 条)	＜大学＞ 看護学部、作業療法学科、理学療法学科等の実習施設等、特定の分野の人材養成の目的のために設置するケース
診療所	なし ※医歯学に関する学部を置き、教育研究に必要な施設として、置くものとされる附属施設は、病院であり、診療所ではない	＜大学・短大・専修＞ ・特定の分野の人材養成の目的のために設置するケース ・法人の構成員に対する複利厚生のために設置するケース
施術所 (≠医療施設)		＜大学・短大・専修＞ あん摩マツサージ指圧師養成、はり師養成、きゆう師養成、柔道整復師養成

参考資料 1

		成に係る学校の実習施設として設置するケース ・あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則第 2 条第 15 号 ・柔道整復師学校養成施設指定規則第 2 条第 15 号
--	--	--